（別添１）

１．社会福祉士及び介護福祉士養成施設開設・変更の事務処理手順（４月開講等の場合）

養成施設種別	内容	スケジュール															
社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 介護福祉士実務者養成施設については以下のとおり。 ①設置計画書の提出 ：９月前（但し、既に介護福祉士養成施設等の指定を受けている場合は、８月前） ②指定申請書の提出 ：３月前	①新規指定：1 年前に設置計画書、6 月前に指定申請書	事前相談	計画書の提出		ヒアリング		申請書の提出		実地調査の実施		指定						
	②変更承認申請：1 年前に変更計画書（定員増のみ）、半年前に変更承認申請書 ・修業年限 ・養成課程 ・定員増 ・学級数 ・建物変更 ＜通信課程の場合＞ ・通信地域 ・添削等の指導方法	事前相談	変更計画書の提出		ヒアリング（定員増・建物変更）		申請書の提出		実地調査の実施（建物変更）		変更承認						
	③変更承認申請：３月前に変更承認申請書） ・定員減								申請書の提出		変更承認						
	④変更届出：変更のあった日から１月以内） ・設置者 ・名称 ・位置 ・学則（修業年限、養成課程、入所定員及び学級数を除く） ・専任教員 ・実習施設 ＜通信課程の場合＞ ・講義及び演習室の設置者の承諾書 ・課程修了の認定方法																変更後1月以内に随時提出
		～1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～月